

平成30年度 第1回 総社市入札等監視委員会

審議概要開催日及び開催場所

平成30年6月26日(金) 午前10時00分～11時30分

総社市役所本庁舎2階会議室

委員 委員長 小寺 立名

委員 林 英夫

委員 山田 孝延

3名全員の出席であり委員会は成立

次 第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

- ・審議対象期間の契約状況について

(事務局) 今回の対象期間である平成30年1月1日から3月31日までの事案について、「総括表」をもとに契約状況を説明。対象件数は各課で行う委託件数が47件、建設工事、コンサルを含めると全部で142件であり、昨年同時期と比較して41件の増となっている。

契約検査課・上水道課の建設工事等は95件であり昨年比28件の増。内訳としては、一般競争入札が1件、指名競争入札62件、随意契約は32件。件数増の要因としては、昨年の台風災害復旧工事が増えたこと。また今回審議案件にもなっているが交通安全施設系の件数が増えたことによるもの

(委員) 了承

(2) 審議事項

- ・審議対象案件の審議

(事務局) 当番の小寺委員より抽出案件の説明をお願いします。

(小寺委員) 長寿介護課の施設修繕については、以前の委員会で予定価格の設定について指摘したところであるが、今回も入札が不調となり随意契約していることから、再度予定価格の設定について確認したい。土木課については、特命随契であるが落札率が他の特命随契と比較し低いことから、念のために予定価格の算定方法など確認したい。建築住宅課の施設修繕については、以前もこの委員会で話を伺っているが、同じ日に同じ市営住宅で複数の見積り合わせをしているのは、入札を避けるための意図的な分割とも捉えかねないことから、その内容を確認したい。工事については、地域応援課の案件が数多くあり、区画線設置工事については、同じ日に複数件数で見積り合わせをしており、入札を避けるための意図的な分割とも捉えかねないことから、その内容など発注方法全体を確認したい。上水道課の工事については設計価格が129万6千円であったので、意図的に随意契約の範囲にしていないかを確認したい。

抽出案件(審議順)

	契約方法	担当課	工事又は業務名
修繕	随意契約	長寿介護課	総社市山手福祉センター給水管漏水修繕
委託	随意契約	土木課	上林地内 境界復元, 用地測量, 分筆図・不動産調査報告書作成業務 外2件
修繕	随意契約	建築住宅課	三輪住宅1-5修繕 外5件
工事	随意契約	上水道課	井尻野1717-4番地先配水管布設工事
工事	随意契約外	地域応援課	交通安全施設(区画線)設置(5工区)工事 外13件

委員からの意見・質問，それに対する回答

委員からの意見・質問	担当課の説明・回答
<p>○総社市山手福祉センター給水管漏水修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考見積りは徴していないのか。 ・参考見積額はいくらだったのか。 ・参考見積りを徴したのは何社徴したのか。 ・漏水が判明したのは。 ・消費税を削ったぐらいで予定価格を設定したということだが。 ・前回のときには大体 70%ということであったが，そこからいうと参考見積りに近い値で，予算とを考慮したと。 ・前回のような大幅な減額で予定価格を設定してはいないが，入札不調となっている。今回は時間の都合で1社しか参考見積りを徴していないのも要因の一つ。今後は複数徴するよう徹底を。 	<p>(長寿介護課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設が漏水していることが分かった為，漏水修理箇所の確認などをし，入札を執行したが不調となったことから，最低価格者と交渉し，随意契約を締結したものの。 ・徴しました。 ・税抜き195万。 ・最終的に契約をした社1社。 ・施設から連絡があったのは10月初旬。9月のメーター交換後に水量が増えた。メーターの不具合も含め再度メーターを変えてもらい確認したが水量は減らなかった。風呂のバルブを止めたら漏水が止まったので配管をやり返ることになった。参考見積りをもらうのに時間がかかり入札も遅くなった。 ・参考見積りはあくまでも参考ということで，予算との兼ね合いから少し落とすことにした。 ・そうです。
<p>○上林地内 境界復元，用地測量，分筆図・不動産調査報告書作成業務 外2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者（特命）随契にしているのは。 ・他自治体でもここに依頼しているのか。 	<p>(土木課)</p> <p>地元要望に伴い市道を拡幅する際，用地を買収するが，その前提として用地測量が必要になることから，測量業務等を委託するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性が高い業務であるので，土地家屋調査士にしてもらう。営利を目的としない公益法人に委託することで円滑に事業ができることから。 ・160～170人からなる協会。不足の日数が生じた場合でも，業務が重なった場合でも，代役の調査士がカバーしてくれるのでお願いしている。他市についても活用しているのではないかと。

<ul style="list-style-type: none"> ・概ね総社市内の有資格者が選ばれるのか。 ・11人のなかで誰が担当になるかは、 ・市としては協会へ発注し、後は協会が選ぶと。予定価格の決め方はどのようにしているか。 ・基準額はどこのものか。 ・総社市の他の1者随契の場合、落札率が99%を超えるものが多いが、この契約は80%台である。何か要因が考えられるか。 ・協会で基準をもっているのか。 ・平成9年の単価表。それを積み上げたものに対し、これまでの経緯から大体何%くらいで契約になるかは見えてくると思うので、積算が常に高めに出ているのであれば、そこから少し下げた予定価格とすることもできるのでは。 ・他自治体でもこの団体に発注した場合、予定価格の積算は用対連のものを使用しているのか。 ・他自治体も同様の状況なのかは一応確認しておいてください。 <p>以上です。</p> <p>○三輪住宅1-5修繕 外5件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格129万6千円のものがある。ギリギリ随意契約の範囲であるが、この根拠は。 ・業者に渡す修繕仕様書がある。それ以外に平面図や、どの部分を修繕するか指示はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総社市エリアに11名いらっしゃる。その方々にカバーしてもらっている。 ・協会が決められることなのでわからない。 ・調査、測量各種業務がある。基準額があり単価を積み上げて予定価格としている。 ・用対連という団体の平成9年度のもの。 ・調査士の判断になっている。この位でというのがあるようだ。こちらではわからない部分。公益社団法人であり公共事業に特化して事業をされている団体だからだろうか。 ・基準報酬額は持っていないと聞いている。 ・考えたい。 (事務局) ・公共工事については、適正な積算によって算定した設計価格から、いくらか金額を落とすような歩切りをして予定価格を設定してはいけないというのもあるので、そのあたりも含め、すこし考えるほうがよいかもしれない。 ・わからない。 ・わかりました。 <p>(建築住宅課)</p> <p>見積り時期が重なっていて入札を避けたのではないかと指摘であるが故意ではなく、限られた職員数であり、繁忙期と寒波による凍結・故障と重なり、見積りを依頼する準備は出来ていたが、後に後になってしまったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当と建築士とで精査して決定した。現入居者がいる場合は、入居者と妥協しなければならないところもある。結果としてこうなった。 ・図面は渡していない。簡単な見取り図は出すこともある。
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・施工条件で、必要最低限の施工とするというのと、その他、経年劣化により修繕が必要などところをいうのは、完全に業者まかせとにならないか。 ・見積りを依頼するときには、この仕様書だけ渡していると聞いた。建築の発注であれば、仕様書と図面に箇所の指示があるはず。予定価格を算出する資料と業者の積算する資料が違わないか。業者が共通の認識ができるのか。 ・参考見積りは徴していないのか。 ・予算額が130万円と記載してある。元々この案件は130万円という予算額なのか。 ・130万円と設定しているということは、随意契約ありきと。代々そういう事務なのか。 ・浅尾住宅で3月20日に見積り合わせを複数実施。空き家の修繕であり一度に発注できるのではないか。別々に分けた理由は。 ・まとめて発注というのは考えられなかったのか。 ・業者との修繕請書には、修繕物件について貴市の指示する箇所を貴市の指示に従い作業し検査を受けるとあるが、図面がなくA4の仕様書1枚ではわからないと思う。見積りをとる段階で支持する箇所を示した図面が必要。言葉だけでは適正な見積りが出てきたのかわからないのでは。手元には何か図面等もちあわせていないのか。 ・1つの案件しか見ていないので違うかもしれないが、2者の見積りを比較すると構成が全く同じ修繕がある。先ほどの話では、具体的指示はないということだが、今の話の進め方でここまで一致するものか。 ・修繕箇所を書いているが、どのくらいの数量になるか見積りの際に資料にない。市の業務が大変という事情はわかるが、予定価格も担当と建築士で決めたというのわかるが、数量がどうなるの 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当と建築士と住民で判断している。 ・従前からこの方法でやっている。図面はだしてない。 ・正式なものとはっていない。以前からこのやりかた。こちらが見て、2者なり3者の業者に見てもらって、業者の意見と入居者の意向との妥協点も大事。 ・大体を積み上げたところの額を記載している。当初予算では、どこの修理にいくらという予算のつき方ではないので、どこにどのくらいというのは使える額を逆算しながらやっている。 ・入札にする業務もあるが、最近は大規模な修繕は少ないので、130万円以下となっている。意図的に130万円以下ではなく精査した結果。 ・市としての下見、業者の下見は1月には終わっていた。先ほど申し上げたとおり、業務の繁忙により後回しになってしまった。 ・1件1件するつもりで仕様書等まで作成していたもので、結果的に同じ日になってしまった。 ・写真は撮っているので、この場所をこう直したいという指示している。人員不足によりそこまで手が回っていないのが現状。 ・仕様書をもとに、口頭で説明しているのだから、構成としては同じになるのではないか。過去の経緯から概ね理解できている社だからかもしれない。
--	--

かわからないのではないかと。また、予定価格を決める際、現地を下見をする。その時に、ここが必要だというチェック項目を図面などに落とすべきではないかと。そういうところも考えて欲しい。

○井尻野1717 - 4番地先配水管布設工事

・設計の根拠はどういう形か。参考見積りを徴しているか。

・それがたまたま129万6千円だったと。

・どの工事でも参考見積りを徴することはないのか。

・今回は随意契約ギリギリの設計価格であったので確認をした。今後も適正な執行をしてください。

○交通安全施設（区画線）設置（5工区）工事外13件

・区画線の工事について、どこを施工するというのは年度初めには確定しているものか。

・工期が確保できないから分割にしたというのは、一括で発注しようとするればできるが、工期が足りないから分割したということですが、街路灯も同じような時期に4件随契をしている。

（上水道課）

平成30年1月末に使用者（総社保育所）から水圧が足りないので対策をとる要望があり、対応するため設計をしたところ随意契約ギリギリの129万6千円となったもの。

・設計の根拠としては厚生労働省、又は日本水道協会の歩掛りを使用し積算している。参考見積りは徴していない。

・そうです。

・この案件については徴していない。内部で給水装置の施工基準を設けているので、これにないものであるとか、先ほど申し上げた厚生労働省や日本水道協会の歩掛りにもない場合には、参考見積りを徴している。

（地域応援課）区画線設置については、白線を引くもので年度末であり工期が確保できないことから分割して随意契約としている。4件の修理工事は、主に街路灯の取替えで随意契約。防護柵設置工事は指名競争入札としている。

・年度途中から要望が出る場合もあるので、一概には言えない。

・工事内容により工期の設定があるが、この時期に発注しようとするとう工期が確保できないことから分割とした。街路灯については事情が異なり、歩道幅などの道路の共用開始に伴い施工しているものが2件。総社市の都市照明について協議をしていたが、場所がおおよそ決まったことと、平成30年度に本格施工するが、試行的に1箇所やってみようというものが1件。もう一件は他の部署の担当であったものが、地域応援課担当となったが、球が切れていたものが多数あったので、あわせてLEDにしたもの。すべて130万円以下であったので随意契約としている。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月の中下旬にかさなったのもたまたまか。 ・ 防護柵 3件は同じ 12 月末に指名通知し同じ日程で進んでいる。この時期が重なったのもたまたまか。 ・ 区画線と防護柵の工区の分け方はどうなっているか。同じ市道の線なのか、バラバラなのか。 ・ 工区の設定は年度当初に計画を立てているか。 ・ 計画的に 8 工区 9 工区と決めているのではなく、要望が上がってきた順に工区が決まると。 ・ 随意契約であるから最低制限価格がないのか。 ・ 最低制限がないから 62%という落札がある。3者に見積りし 2 者が辞退し、落札価格交渉ということで落札率が 100%とあるのは。 ・ 1 者だけの見積りはこの案件だけか。 <p>以上です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道等の現場が出来ていないのに発注してもどうかというのものもある。都市照明をどうするかという議論もあって、老朽化が激しいものもあり、最近では LED 化で省電力のものをという話もあって、検討しているなかで全体像が落ち着いたところで、共用開始にあわせたり、球が切れていれ暗いところがあったりとで、時期が重なった。 ・ 防護柵も区画線も予算残と要望の兼ね合いで複数発注することになった。1 工区から始めているのが最初がだいたい 6 月頃。今回は 9 ～ 11 工区であり、順次設計しているもの。 ・ エリアでわけている。 ・ 当初には完全には決まっていない。要望もあがってくるので、それに従い増えていく。 ・ 優先順位もあるし、教育委員会からの要望もある。スクールゾーンとか。そういうこともあるので当初から完全には決まっていない。防護柵については警察も関係するが、設置する際には近接地権者の 100%同意が必要。防護柵がつくと道路が狭くなるとか、車庫入れに困るということは結構ある。地元同意が全部終わってからの発注となるので、どうしても年度の後ろのほうの発注になりがちである。 ・ そうです。 ・ (事務局) 残った 1 者と価格交渉して折り合いがついたものをそう記載している。 ・ (事務局) 他の案件は辞退もあったと思うが、複数者応札されていたと思う。
--	---

(審議結果)

個々の意見は述べたとおり。検討できるものもあったので、よく検討してほしい。特に、建築住宅課の案件は、限られた職員ということと、業務多忙時期が重なり後回しになったものという説明であったが、同日に複数件の見積り合わせをすることはいかがなものか。意図的と言われたいよう、今後も指導をしてください。また、図面を活用し、現状の写真、完成写真なども保管するように。地域応援課の案件も、工期が不足するから分割するというのはいかがか。工期を確保して出来るよう時期を早めることができるのであれば、時期を早めるなど工夫をしてください。

(事務局) 職員数が限られており、繁忙期や他の突発的な要因が重なり通常業務に影響があったとはいえ、委員のご意見のとおり意図的と言われたいよう指導していきたい。

(3) その他

・次回の日程等

(事務局) 次回の日程について、次回は8月定例会になります。平成30年8月29日(水)の午前10時からお願いいたします。選定の当番は山田委員になります。よろしくお願いいたします。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして平成30年度第1回の委員会を終了します。

平成30年度 第2回 総社市入札等監視委員会

審議概要開催日及び開催場所

平成30年11月26日(月) 午前10時00分～11時50分

総社市役所西庁舎3階301会議室(東)

委員 委員長 小寺 立名

委員 林 英夫

委員 山田 孝延

3名全員の出席であり委員会は成立

次 第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

- ・審議対象期間の契約状況について

(事務局) 今回の対象期間である平成30年4月1日から9月30日までの事案について、「総括表」をもとに契約状況を説明。4～6月の対象件数は全部で317件であり、昨年同時期と比較してやや少ないものの内容としては年度初めの契約が多いことから、例年通りのもの、1者随契が多いのが傾向である。7～9月については、各課で契約する委託・修繕は倍増となった。7月豪雨により農林課・地域応援課・下水道課で施設や現場の修繕が多数発生したことによる。対して契約検査課・上水道課の建設工事等は半減した。こちらは、工事担当課が災害修繕を優先したことによるもの。

(委員) 了承

(2) 審議事項

- ・審議対象案件の審議

(事務局) 当番の山田委員より抽出案件の説明をお願いします。

(山田委員) 今回は大きいくりで6件。環境課、危機管理室、農林課、地域応援課については、いずれも災害に関連した契約で、緊急であるという理由から5号を適用しての随意契約であるので、その緊急性を確認したい。観光プロジェクト課については、指名競争入札が不調となり、最低価格者と交渉し決定したとあるが、その経緯について確認したい。工事については、総合評価方式の入札方法や落札方法、低入札価格調査などについて説明をいただきたい。

抽出案件(審議順)

	契約方法	担当課	工事又は業務名
委託	随意契約	環境課	平成30年7月豪雨災害廃棄物積込運搬業務
修繕	随意契約	危機管理室	ビレッジハウス上原住宅襖張替修繕
修繕	随意契約	農林課	種井揚水機場災害応急修繕
修繕	随意契約	地域応援課	下原支線3107号道外1線災害応急修繕
委託	随意契約	観光プロジェクト課	井山宝福寺警備業務委託
工事	一般競争	建築住宅課・庶務課・契約検査課	総社市学校給食センター(仮称)新築工事外5件

委員からの意見・質問，それに対する回答

委員からの意見・質問	担当課の説明・回答
<p>○平成 30 年 7 月豪雨災害廃棄物積込運搬業務</p> <p>・組合から見積りを徴し随意契約ということだが、廃棄物として市内いくつかの箇所に市民が搬出したものを処分するために運ぶのは、廃棄物処理法との関係で運搬許可が必要では。</p> <p>・産廃ではないのか。</p> <p>・許可業者に任せただけではなく、この組合と委託契約としたのは。</p> <p>・収集がなかったら問題ないのか。運搬だけならよいのか。</p> <p>・パッカー車で運ぶものではないのか。</p> <p>・総額が 1800 万くらい。期間としては最終的に何時頃までかかったか。</p> <p>・災害で仮置場に集めたというが、復旧が進めばゴミの量が増えていくのでは。8 月以降は減ったのか。</p> <p>・だいたい量は統計的データで残せたか。次回以降の参考になるのでは。</p> <p>・運搬にボランティアは活動しなかったのか。</p> <p>・予定価格の算定はどのようにしたの。</p> <p>・相手方から見積書が出てきた単価はいくらだったのか。</p> <p>・同額ということは見積書が出てきて高かったから業者と交渉し、同額となったのか。</p>	<p>(環境課)</p> <p>・大量の災害廃棄物が出たため、市内の各所に仮の集積所をつくった。生ゴミ等もあり衛生上からも緊急的にクリーンセンター、最終処分場に搬出する必要が生じた。量が未知数であったことから単価契約とし、対応できる者が特定されるため随意契約とした。</p> <p>・緊急であること、収集して周るのではなく、運ぶだけであるので、許可は必要ない。</p> <p>・産廃ではなく一般廃棄物。</p> <p>・平成 18 年に災害時の応急措置の協定を結んでいることからこの組合と契約した。</p> <p>・積み込んで運んで集めて周るのは許可が必要。</p> <p>・膨大な量を重機でダンプに積み込む作業。</p> <p>・7 月末位。</p> <p>・一週間くらいで来る量より出す量が多くなり、減っていった。</p> <p>・だいたい量は把握できた。</p> <p>・収集所で市民の方が廃棄物を下ろすとか、車の誘導はしてもらったが、運ぶのはしていない。</p> <p>・単価契約した。必要な重機などをサイズごとに出示してもらった。他の災害の事例や県の基準単価があるのでそれをすり合わせた。</p> <p>・(事務局) 調書で予定価格と契約額が同じなので同額では。</p> <p>・同額のもものが提出された。</p>

・1円単位で同額となるのか。見積額の資料がないので具体がわからないが、たまたま同額であったということか。協定のなかで単価はどうするとまではないのか。

・県などの公的な単価が示されているから、誰が計算しても同額となるのか。

・緊急の対応ということもあり1者で契約しているということは理解した。

○ビレッジハウス上原住宅襖張替修繕

・民間のアパートをみなし仮設住宅とするためなので、その民間業者が日ごろお願いしている業者に依頼したと。

・予定価格の積算はどのようにしたのか。

・仕様書に97枚必要とか記載があるが、見たらわかるものか。

・見積り依頼が7月20日で、提出期限が7月21日。契約日が7月20日ということは、見積りが当日に提出されたということでしょうか。

・何室位の改修をしたのか。

・通常居住していない部屋か。

・居住できるようにするため襖の張替え、エアコン設置、外には何をしたのか。

・それは別々の業者か。

・緊急の仮設住宅であれば、襖というのが緊急なのか。畳であればまだわからなくもないが。

・協定のなかにはそこまでの記載は無い。

・概ねそうなるのではないか。

(危機管理室)

・今回の災害により旧上原雇用促進住宅の空き部屋35部屋をみなし仮設住宅とし、入居いただくために襖を修繕した。被災した方が一刻でも早く入居できるよう、貸主と提携している市内の業者に依頼することで緊急かつ正確に施工できると判断した。

・そうです。

・インターネットなどで市場価格を参考にした。

・まず管理人と業者と市で現場を見て、どの襖の交換が必要と確認した。

・そうです。

・22部屋分。

・通常は貸主が整備して貸すものであるが、災害ということで急遽空いている部屋を現状のまま借りる契約をした。7月13日に35部屋を借りる契約をし、そこから入居に耐えうるような整備を市が行い7月21日以降に入居している。

・電化製品を一式そろえたり、畳は傷んでいるところはごさをひいたり、壁や網戸も状態が悪ければ修理した。

・貸主が日ごろ提携している業者をお願いした。電化製品の購入などは市内の業者に依頼した。

・考え方として入居できるというだけでなく見た目も大事であり、出来るだけのことを市が行った

<p>○種井揚水機場災害応急修繕</p> <p>・この者を選定した理由は、この者が納入したのか。</p> <p>・外にもいくつか揚水ポンプ場の緊急修繕をしているが、基本的にはそれを設置・メンテナンスをしている業者に依頼したのか。</p> <p>・緊急な場合の予定価格の設定はどのようにしているのか。</p> <p>・最初の段階からこの業者に現地に入ってもらったのか。</p>	<p>もの。エアコンなどの電化製品も揃えたのもそうで、なるべく入居する方が気持ちよく入れるように整備した。当分入居していない状態のよくない部屋はかなり直しているし、あまりなおす必要のない部屋は直さずにそのまま入居してもらっている。</p> <p>(農林課) 7月豪雨により揚水ポンプが浸水したため分解し整備調整をしてもらうもの。緊急修繕。</p> <p>・この業者が納入しメンテナンスもしている。このポンプのメーカーの代理店でもあることから、ここに依頼した。</p> <p>・そうです。</p> <p>・ポンプのオーバーホールはすぐに設計できるものではないので、想定する部品が最低限どれだけあるか出してもらい、そこに諸経費を加えた形になる。</p> <p>・そうです。7月で田植えが終了したばかりであり、水が必要な時期。依頼が遅れたら他市からその業者に依頼が入ってきて、総社市に来てくれるのが遅れると相当な期間ポンプが使えなくなる。浸かった翌日には連絡をして現場を見てもらい、材料や修理期間を概算で算出してもらった。ポンプが無くなれば水がなくなるので急を要した。</p>
<p>○下原支線3107号道外1線災害応急修繕</p> <p>・下原地区で数件を同じ会社が施工しているが、工事場所と位置関係としては順番にやるのか。同時に施工するのか。</p> <p>・現場に近いところにどっちとも言えない2者があった場合はどっちにするのか。</p>	<p>(地域応援課) 7月豪雨で被災したために、下原地区の家屋などの復旧のため、緊急に市道を拡幅する必要が生じたも。指名競争入札にするいとまがないため、緊急で随契とした。14日に予備費から充当したため、14日に契約した。</p> <p>・場所が違うので同時に発注。実際には同時に施工することは難しいかもしれない。</p> <p>・引き受けてくれるところ。会社の規模とその時に手がすいているところ。</p> <p>・(事務局) 今回は災害ということもあり何とか</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・地域応援課で非常に多くの発注をされているが、今回見積りの依頼は基本1者としたのか。 ・随意契約の理由で第1号と第5号との違いは何か。 ・緊急性がある場合5号で、金額によっては1号でと。金額が第一段階の基準で、1号を満たさない場合は、次に5号になるとなるのか。 ・1号の場合は、普通は見積もりあわせて複数者から見積りを徴してもいい。5号で緊急のために随意契約するには、緊急だから近回りの者に1者にとというのはわかるが、1号で1者しか徴していないというのはどうか。 ・緊急だからであれば全部5号になるのでは。5号で緊急だから1者からしか見積りはとりませんと。何かそういったルールがあるのか。 ・市の契約規則では基本は複数者から見積りを徴して、ただし書きで条件を満たせば1者でよかったです。 ・特別の事由ということでおそらく進めているのだと思うが、随契理由が1号と5号というのと、見積りを1者か複数者かは別の次元の問題であるが、総社市の契約規則は20万未満か特別の理由になっている。他の市では特別の事由とせず、5号の場合は緊急性があるから1者でよいとしているところもある。総社市はそうしていないので、随契理由としては1号だけでも見積りを1者というのは違法でなくありうるのかと。そうすると1号を使うけども、複数者から徴することも 	<p>依頼できたというのが現状。災害協定を県とも結んでいる業者もあり、そういう者は真備にも行かざるをえないので、業者の奪い合いという形になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急的な応急措置であるので、近接の1者から見積りを徴した。災害には応急的なものと復旧的なものがあるが、全国的に見ても1～2ヶ月は応急で、その後は復旧である。復旧は複数者から徴する時間があるので複数者で、応急はそういうことから1者としている。 ・第1号は予定価格が130万円以下であるため。第5号は入札にする暇がないためとしている。地方自治法施行令でそのようにさびわけをしている。 ・施行令どおりなのでそうなる。 ・1号で随意契約とし、契約規則で時間的余裕がないため1者とした。実際は業者の奪い合いで複数者から徴するのはなかなか難しいところ。 ・(事務局) いわゆる参考文献とか参考書によると、1号を適用できるものは1号適用が適切と記載あるため、従前からそのような取り扱いになっている。ただし、この委員会で以前にも同様のご意見を頂いたことから取り扱いを「1号を適用できるものは1号を適用する」から「1号を適用できるものはできるだけ1号を適用のこと」と表現を変えて、年に一度庁内文書で周知している。 ・(事務局) 予定価格が20万円未満のときか特別の事由があるときが該当します。 ・(事務局) 結局1号で130万円以下であるから随契としても、どうやって1者とするかの理由は契約規則など別のところで述べなければならないのが現状です。
---	--

あれば1者のこともあると。

○井山宝福寺警備業務委託

・特殊事情として7月豪雨の影響とあるが、例年はスムーズに辞退もなく入札となっているのか。

・1回目4者が辞退。毎年指名している者か。

・国分寺など他の観光地でも実施しているのか。

・豪溪の入札はうまくいったのか。

・予定価格は適切だったのか。

・それよりも応札額が高かったと。業者も例年のことなのでおおよその想像はつくのでは。

・今年は災害等もあり難しかったということか。不落随契なので予定価格を超えてはいけないというルールがある。この契約は施行令違反になってしまうのでは。施行令で予定価格を超えてはいけないなかで、予定価格の中では契約できないとき、もう一度予定価格を見直すなりして入札をするのが適切な方法では。

・入札後に契約をする前にやり直したということか。

・今後は気をつけていただきたい。

○総社市学校給食センター（仮称）新築工事外5件

（観光プロジェクト課）

・紅葉時期の土日祝に警備・交通整理を委託するもの。入札を執行したが、3度の入札をして予定価格に達せず、最低価格を提示した業者と価格交渉をし、その者と契約した。

・予算額が厳しいということもあり、1回で落札になるとは限らないが、規定の回数内では落札者が決定していた。

・こんなに多くの者が辞退したのは初。

・豪溪は委託に出している。市としては秋は2箇所。春は鬼ノ城でしている。

・豪溪は3回目で落札となった。

・市の予定価格はそれほど変わっていないが、例年より若干あげている。

・そのように思っていたが、今年は高い札であった。

・この書類を提出後に契約検査課からの指導もあり、再度見積りを徴した。

・（事務局）山田委員がこの案件を選定されたので、内容を詳しく確認すると予定価格を超過した契約であり施行令違反であった。ただ実際の委託業務までは時間があつたので、一から事務処理をやり直し随意契約として予定価格内で契約を締結した。

・最初の入札で契約は締結していたが、それは違反であるので、改めて見積りを徴し当初契約した業者と契約した。

・（契約検査課）給食センターと認定こども園の建築工事については、共同企業体による総合評価方式一般競争で低入札価格調査も実施。給食センターの機械設備・電気設備については共同企業体による一般競争で低入札価格調査も実施。認定こども園の機械設備・電気設備は一般競争で実施した。

<p>・総合評価の評価項目はどう設定するのか。そこが腕の見せ所というか特色の出やすいところ。</p> <p>・企業と技術者の施工実績と第二構成員の地域貢献が勝負の分かれ目に思える。</p> <p>・しっかりととりにきたいという業者は項目の1～3あたりは点数を出せている。</p> <p>・調理場については地域貢献だけで勝負が決まったように思える。実際に地域貢献で点数の差が開いて逆転している。</p> <p>・総合評価入札というのは地域への経済波及効果というのももちろんあると思うし、施工実績や能力があることを評価する必要がある。そういう意味ではこういう効果を達成できているのか。項目で独自の視点で評価しやすくなるとか、特色のある入札になるとか。</p> <p>・技術者が表彰を受けていたり、研修でCPDというのを受けている場合に加点など考えてみればどうか。また、工事中の場所の特性で騒音に対して工夫をすとか技術提案をさせることも考えられるのでは。</p> <p>・建築・電気・機械と別けて施工しているが、一つの工事とするほうが費用等を考えるとよいのでは。</p> <p>・その場合の統括というか監理はどこがするの</p>	<p>・過去にも総合評価で実施しているため過去を踏襲してとなる。特定の入札でガラッと変えるのもどうかと思う。他市では評価項目や点数を公表しているところもあるが、総社市は公表していないことから過去をベースに概ね建物の延面積などを変更している。これを県と国とでヒアリングを受け説明をして意見をいただいて決定している。今回だと実績の面で調理場は建築物とし、こども園は学校でとしている。これも意見をいただいたので調理場は建築物としたもの。</p> <p>・企業の施工実績は企業ですのでそれほど変わりはないと思うが、施工実績を有した技術者が確保できているかは大きいかもしれない</p> <p>・そのあたりでは差があまりついていない。</p> <p>・第二構成員なので地域への貢献を重視しているが、今回市内業者が第二構成員となったのは2JVでそのうち1JVは辞退している。</p> <p>・総社市の行っている総合評価は一番簡単な特別簡易型であり、さらに上の段階のものを適用すれば技術提案や工期の短縮提案などを含むものもある。なかなかそこまでのものに対応できていないのが現状。技術者のところは以前も委員からご意見をいただいたので確認したが、県内の自治体ではそういう項目はなさそうです。総社市独自とまではいいませんが、障がい者雇用は市の施策でもあるので項目に入れてありますし、他自治体の内容でいいものがあれば導入している。昨年から消防団協力事業所について項目に加えているが、何件かそういう事業所も増えたと消防から聞いているので効果はあったといえる。</p> <p>・費用面のみを考えればそうなるが、中小企業庁からも専門工種は専門業者へと通知があるため、建築・電気・機械はできるだけ別けて発注している。ただし、建築が数億で電気が200万とか極端なことになるような場合は建築に含めている。</p> <p>・建築設計をした事務所に委託する</p>
---	--

<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期や取り合わせや具体的な監理は建築事務所が調整をするのか。 ・その監理の費用は元請の業者が持つのか。 ・細かなところで電気か機械どちらか施工するかわからないようなケースが出てきたらどうするのか。問題は起きていないか。 ・コスト的には別けたほうがかかるのでは。 ・経費的には一本では。 ・元請に地域の業者を使うように条件付けはできないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事監理業者が確認しながら進めている。 ・市で監理業務として委託している ・設計の段階で別けているが、そのようなケースが出たら監理業者と施工業者と市で協議をしながら進めることになる。毎週定例協議をしているのでその場で話が出てくる。 ・分割をすると工事の諸経費はひとつにまとめるより高くなると思う。 ・中小企業庁などからの通知もあり、専門分野は別けることで、地域の活性化にもつなげたい。市内でできることは市内に発注が基本と思っている。 ・建築の仕様書には下請は市内業者で、やむを得ない場合は市外も可としているが、やはり長年の協力業者があるということで、そちらに下請を頼まれてしまう。今回も大きいものは市外県外の下請になっているのが現状。
--	---

(審議結果)

災害ということで大変だったと思う。そう何度もあっては困ることであるが、イレギュラーな状況でも契約事務は適切に行っていただきたい。

(3) その他

・次回の日程等

(事務局) 次回の日程について、次回は2月定例会になります。平成31年2月18日(月)の午前10時からお願いいたします。選定の当番は林委員になります。よろしくお願ひします。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして平成30年度第2回の委員会を終了します。

平成30年度 第3回 総社市入札等監視委員会

審議概要開催日及び開催場所

平成31年2月18日（月）午前10時00分～11時40分
総社市役所西庁舎3階301会議室（西）

委員 委員長 小寺 立名
委員 林 英夫
委員 山田 孝延

3名全員の出席であり委員会は成立

次 第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

- ・ 審議対象期間の契約状況について

(事務局) 今回の対象期間である平成30年10月1日から12月31日までの事案について、「総括表」をもとに契約状況を説明。対象件数は全部で200件であり、各課契約の委託・修繕は例年の同時期と比較してかなり多くなっている。7月豪雨の対応から10月には台風災害もありその契約が多くなったのが要因と思われる。契約検査課・上水道課の建設工事等は概ね例年通りの件数。ただし、災害復旧工事の発注を優先したため通常発注の工事は激減している。

(委員) 了承

(2) 審議事項

- ・ 審議対象案件の審議

(事務局) 当番の林委員より抽出案件の説明をお願いします。

(林委員) 今回は7件。財産管理課は対象2件のうち2件とも落札率が100%であったことから、予定価格の設定などについて確認したい。農林課、こども夢づくり課は予定価格が随意契約の上限ギリギリであったため、意図的な業務の分割の有無や予定価格の設定方法について確認したい。環境課については、予定価格と比較してあまりに廉価であったため、予定価格の設定方法やその後の業務が適切に行われているか。調理場については、予定価格に比して指名業者が少ないこと、8月からの事業をこの時期に契約することから、その内容を確認したい。工事については一般競争から2件を選んでいる。また、10月の入札で不調が多数出たことの説明をお願いしたい

抽出案件（審議順）

	契約方法	担当課	工事又は業務名
委託	随意契約	財産管理課	名勝豪渓落石調査業務
修繕	随意契約	農林課	猿渡林道災害復旧（その2）修繕
修繕	指名競争	環境課	平成30年7月豪雨に伴う公費解体等コンクリートがら処理委託業務
修繕	随意契約	こども夢づくり課	新認定こども園整備に伴う総社中央小高圧開閉器引込柱更新
委託	指名競争	東調理場	給食搬送業務
工事	一般競争	建築住宅課・庶務課・契約検査課	総社小学校既存校舎解体工事
工事	一般競争	下水道課・契約検査課	井手污水管理設（1工区）工事

委員からの意見・質問、それに対する回答

委員からの意見・質問	担当課の説明・回答
<p>○名勝豪渓落石調査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 墓石修復の契約も同じ時に起きたものか。 ・ 10 年前の契約金額は。 ・ 予定価格と比較して落札率が 100%であるが。 ・ 随契理由として 6 号を適用しているが、6 号は競争入札に付することが不利になるというもの。業者にとっては有利になるかもしれない。競争入札にした場合は、低い金額で応札する可能性はなかったのか。不利になるということになるのか。 ・ 6 号を適用するエビデンスとしてどうか。予定価格を設定するにあたり、複数者から参考見積りを徴して差が出ているならわかるが、指名競争をして不利になるとは確定していない。5 号緊急のほうがよかったのではないか。 	<p>(財産管理課)</p> <p>市有財産の山から落石があり、個人の墓石に直撃したことから、今後の対策を含め原因調査を依頼したもの。以前落石があった時とほぼ同じ場所であったので、その際に調査をした者に 1 者随契とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ時です。 ・ 概ね 270 万円位。その頃は県が同じように名勝豪渓エリアの工事をしていたこともあり、その際は県のデータを使えるということで随意契約とした。 ・ 参考見積りを徴し、その内容を技術職員にも確認してもらったが、妥当な内容と額であった。正式に見積りをもらったが同額であったため、価格交渉はしている。墓石の方も参考見積りをもらったが、性質上そこから内容を落とすとか材質を落とすわけにもいかずそのままが金額となった。 ・ 10 年前にほとんど同じ場所で同じような内容で調査をしているので、改めて入札するよりは安価になるだろうと判断した。 ・ 随意契約のマニュアルを見て 2 号と 6 号で検討をした。早くしなければという思いもあるが、5 号の緊急性までは該当しないので、2 号か 6 号かで、どちらでも理由は成り立つので最終的に 6 号としたが、2 号でもよかったのかとも思っている。 <p>今後も随意契約の理由についてはよく考えて契約事務にあたっていきたい。</p>
<p>○猿渡林道災害復旧（その 2）修繕（総社市新本地内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その 2 ということだがその 1 もあるのか。 	<p>(農林課)</p> <p>林道の災害復旧。法面が崩落して通行不能となった。災害ということもあり早急にとということもあって、また予定価格が 130 万円以下であったので随意契約としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その 1 からその 3 までである。林道が 3 箇所被災した。工事を依頼するタイミングでは市内各地で災害が多数起きていて、業者に依頼してもやっってもらうことが出来ず、何とか対応してくれるで

<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の算定はどのようにするのか。 ・ その1も同じ者が落札している。 ・ かろうじて130万円に収まっているが、何か操作をしてではなく、普通に積算をしたらこうなるのか。 ・ 同日に契約しているその1は同じ林道だが場所がだいぶ違うのか。 ・ 路線は同じだけど場所と内容が違うから別けたと。 ・ 2者から見積りを徴しているが、随意契約だと業者はわかっているのか。 ・ 見積りをとって交渉して130万円以下にしたものではない。 ・ 130万円をオーバーした額を見積りした者は、随意契約ということを知って、わざとこの額をいれているのか。 ・ 随意契約は130万円までと決まっていて、随意契約で見積りをとなれば、業者にとってみれば130万円だとれるとれないの判断ができるのでは。落札率99.7%というのが不自然に見えないか。 ・ 見積りでとなれば130万円以下とわかっていて130万を超える額を入れてくるというのはどういう感覚なのか。 <p>○平成30年7月豪雨に伴う公費解体等コンクリートから処理委託業務</p>	<p>あろうところに見積りを依頼して施工してもらったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 測量して通常使う単価表により設計した。 ・ 場所が離れていたし工種も異なるので別々のものとしたが、地元であって様子がわかる者が受けてくれた。 ・ そうです。 ・ 修繕の内容が異なるので別の契約とした。路線としては同じところです。 ・ そうです。 ・ 見積り依頼をしている。随意契約と明示はしていない。 ・ 通常の見積り合わせで、その額が提示された。 ・ 積算をしてきてその額になったのではないか。 ・ 設計内容としては厳しい内容。積算してそのような形になっている。 ・ 多くの工事や修繕を抱えている者ばかりで、お願いできそうなところに見積りを依頼したのだが、1者はそういう時期で出来ないから高く入れたのかもしれない。 ・ (事務局) 業者により異なるが、せっきく見積りや入札の依頼をもらったのだから、辞退はせずに応札はするというのを聞いたことがある。この時期台風などですでに多くの工事や修繕を抱えている者ばかりで、手一杯だから応札はするが落札となってもいけないから価格は高めにということではないか。 <p>(環境課) 豪雨災害で発生した災害廃棄物の処理。公費解体を進めているが、そこから出るコン</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・トンあたりの予定価格の算定根拠は。 ・かなり安価であるが。 ・この3者がそれぞれコンクリートがらを自社で再生するのか。 ・解体工事からこの業者が係るのか。 ・アスベストは分類しているのか。 ・飛散しないようカバーか何かしているのか。 ・コンクリートがらの運搬費用は。 ・今回は好意で安くということでもよいが最低制限価格等の設定は。 <p>○新認定こども園整備に伴う総社中央小高圧開閉器引込柱更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考見積り額は。 ・参考見積りを徴した者が落札した。 ・契約規則の別表は地方自治法の額と同じか。 ・参考見積りを徴してオーバーするのであれば、競争入札とするのか。 ・参考見積りからいくらか金額を落として予定価格としているのは基準があるのか。 ・見積りを徴したが3者が辞退した。 ・130万円をオーバーするからか。 ・参考見積りは1者か。 	<p>クリートがらを処理するもので、実績のある市内の3者により指名競争入札を執行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が示している公共工事の単価を参考にした。 ・落札後に大丈夫であるかと確認はした。こういった面で災害支援が出来ればということであった。 ・破碎してリサイクルできるようにするのが入札の条件。全社が自社で再生までしているのかはわからない。 ・解体は別に入札をしている。 ・仮置場に分類することになっている。 ・準備はしているが今のところ該当はない。 ・解体業者が持ってくるので入っていない。 ・今回は設定していない。 <p>(こども夢づくり課) 周辺の道路が狭いので拡幅しようとしたが小学校のキュービクルの引き込み柱を移設する必要が生じ、130万円以下であるため随意契約としたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・136万円あまり。 ・そうです。 ・(事務局) 地方自治法にあるなかで県や指定都市、一般市などで額に違いはあるが、その額です ・予定価格が130万円の上下で決まる。 ・担当課の判断による。いくらか査定で落とせるものはおとした。 ・そうです。 ・期間が短かったことがあるかもしれないが、具体的などは聞いていない。 ・そうです。
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・複数者とらなかったのか。 ・参考見積りを徴する段階でこの4者が頭において、お願いしたら断られたのか。 <p>○給食配送業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他に実績を有する者はなかったのか。 ・昨年は本体工事等の入札があった。給食センター自体を設計から建設、その後の調理業務と配送業務をすべて含めてPFIでBOT方式やBT0方式とすることも考えられるが、そういう検討はしてなかったのか。そういう運営が増えていると聞くが。 ・運転手不足が言われているなか、車両6台である。発注が1者である必要性はあったのか。2つに別けることは考えられないのか。 ・コンテナの大きさはこの大きさがあきか。 ・コンテナに合わせて車両改装と。 ・アレルギー食対応は同じコンテナになるのか。 ・契約期間が5年。耐用年数も5年か。 ・税法上は貨物は5年だからそこにあわせている気はするが、実際はもっと長く使える。業者からすれば5年で償却だから5年でいいのか。それ以上だと利益が見えてくる。車両の仕様は特殊なのか。コンテナがつめるということで汎用性はあるのか。 ・どのくらいに設定するかは難しい。さらに5年間となると途中で耐用期間がすぎる。車をリース 	<ul style="list-style-type: none"> ・急を要するものでもあったので1者となった。 ・道路工事の設計をされていて支障となるとなり、急遽であったので、そうではない。 <p>(東調理場)</p> <p>この7月に東西の調理場を統合した新しい調理場が完成する。新たに配送業務を契約することになるが、これまで随意契約としていたが車両の仕様も変わることから、市内の業者で過去に実績のある者を指名した。また車両の改造に8ヶ月ほどかかるということで、この時期での入札となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色々と確認したがこの3者であった。 ・そういう話も聞くが、市の方針として直営でやっていくという考え方で、今の形で事業を進めたと聞いている。 ・入札であるので、少しでも契約金額が低いほうをと。2者になると高いほう、低いほうとならないかと。 ・そのサイズあきです。今はバケツ型のものに入れているが、安定性や保温性から角型のものになり、横幅が必要。調理場が新しくなることにあわせ、コンテナも大きくなった。 ・そうです。 ・密封した容器のなかで個別対応している。 ・もっと長くとも考えたが5年とした。他自治体も確認したが5年が多かった。 ・コンテナの大きさによって中で固定もしなければいけない。コンテナに合わせて大きさはあるようだ。コンテナを4つ入れて固定する装置などがある。詳しくはわからないが、業者が気にしていたのはコンテナの大きさや仕様が変わらないことを気にしていた。 ・何かあった時の対応を考慮した。代替の車とか。こちらでリースすると即座の対応が難しいので
--	---

<p>とは考えなかったのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年経過後にまた入札して契約となるのか。今回の落札者は車を持っているからそれを使うとなれば有利にならないか。次回の入札条件は難しい。 <p>○総社小学校既存校舎解体工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同企業体のみが応札の資格がある。 ・条件設定で何か決めているのか。 ・共同企業体を採用するのは地元の業者を入れるためか。 ・5つのJVが参加しているがいずれも何らか市内に関係のある社か。 ・解体工事の時には最低制限価格などを設定しないのか。 ・安く落札してくれている。品質が問われない。この時期の予定価格は災害等があったから高騰しているようなことはないのか。 ・それでも62%あまり。 ・低入札価格調査は必ず失格にするものではないはずだが。 ・調査をしてもやれますと言われたら無理でしょうとはいえない。 	<p>はないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使えるのであれば仕様にかなうのであればとなるのでは。 <p>(建築住宅課・契約検査課)</p> <p>総社小学校の既存校舎を解体するにあたり特定建設工事共同企業体による一般競争入札を執行したもの。5JVが応札し税込み1億1880万円で契約した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そうです。 ・建築工事は3億、その他は1億5千万円以上で共同企業体を適用すると内規にあるのでそのようにした。 ・そういう思いはある。そうしないと大きい工事に全く市内が入れないということにもなる。 ・そういう条件設定をしているので、市内に本店又は支店等がある社ばかり。 ・現在していないが、国の意向としては何かしらの設定をするようにであり、何か設定している自治体のほうが多いと思う。壊すだけということで設定をしていないが、落札率が低いのでここで何か設定をして失格となってしまうのもどうか。悩ましいところ。 ・災害で特に査定を考慮はしていない。 ・何かしら設定をすると概ね80%台後半になるので、多くが失格となる。安価で契約しているところであり、非常に悩ましいところです。 ・総社市の規程にある低入札価格調査制度は失格のラインがある。ただし、最終処分場の入札では仕様書発注ということもあり、低入札の価格調査のみをして失格基準は設けなかったたことがある。 ・そうなります。
---	--

○井手污水管理設（1工区）工事

・場所が近いが工区を別けている。理由があるのか。

・どちらかにしか入札参加できないということはないのか。両方とも同じ社が落札したらどうなるのか。

・入札結果表を見ると、同じような応札メンバーなので、別けてくれなくても両方出来ますよと見えないこともない。

・別けることが合理的と。

・2件とも安く応札している者があるが、積算は出来ているのか。

（その他）

10月10日に開札した委託案件で多数の不調となったことの説明をお願いしたい。

・不調になった案件はその後どうしたのか。

・結果として発注しなくてもすんだと。

・今後はどうしていくのか。

（下水道課・契約検査課）1工区については9月5日に、2工区については10月24日に公告し、工事の内容規模がほぼ同じであることから全く同条件で一般競争入札を執行したものの。

・一本にすると延長が倍になり、工期的にも長くなり8～9ヶ月となる。下水は深く掘るので地下水が出る。この地域は地下水が高い地域でもある。渇水期の12月～3・4月に施工しなければいけないので別けた。

・やっつけていただくしかない。

・他の自治体で、同じ年度で例えば1億以上のものを3本落札していると次に入れないといったルールを聞いたことがあります。ただし、過去には同一工種の一般競争入札が続いた際に、落札は2件までとしたことがある。

・工期設定はルールがあるのでそれなりに長くならないといけない。

・そのように判断して別けている。

・積算内訳書を添付させているので積算はしている。両方とっても調達・施工できるということでしょう。

（事務局）

農林課の災害測量委託で25件の開札をしたが、13件が不調となった。同日に行った他課の3月末が納期のものは落札しているが、該当の委託業務は11月9日が納期であり、期間が短いであるとか、この時期まだ他の災害案件を抱えていて対応できないということで全社辞退が多発したものの。

・全国から応援にきてくれた他自治体の技師が測量などを手伝ってくれたので自前でしたと聞いている。

・そうです。

・今後としては他自治体のやり方も参考にしながら、大規模な災害案件は防災協定を締結している協会への委託についても検討したい。

(3) その他

・次回の日程等

(事務局) 次回の日程について、次回は6月定例会になります。平成31年6月26日(水)の午前10時からお願いいたします。選定の当番は小寺委員になります。よろしくお願いいたします。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして平成30年度第3回の委員会を終了します。